

# 伊東市廃屋解体・撤去補助金交付事業における 必要な提出書類について

## 1 補助金申請時

### (1) 伊東市廃屋解体・撤去補助金交付申請書（第1号様式）

＜同意・誓約事項＞

以下について同意していただく必要があります。

- ①市役所都市計画課が補助金の交付にあたり必要な調査を行うこと
- ②申請者が補助金の交付対象者としての要件を欠くことが判明した場合に交付を受けた補助金の返還をすること
- ③署名（申請者・所有者）

申請者と建物の所有者が異なる、もしくは所有者が複数名存在する場合、所有者欄には該当者全員分の署名が必要となります。該当者が多い場合は、別紙に署名をいただいでの別添も可能です。

申請者と所有者が同一の場合は、「同上」等の記入で構いません。

＜必要な添付書類＞

①	申請者本人の住民票の写し	建物の空き家年数の確認等に用います。原則として直近5年以内に売買や移転、1年以内に利用のある建物については申請できません。
②	登記簿謄本（建物）	建物の現所有者の確認等に用います。未登記の場合は、代わりに「建物評価証明書」等を添付。
<b>申請者が建物の現所有者ではない場合</b>		
<b>1.建物の現所有者が故人でその親族等が申請する場合</b>		
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄本</li> <li>・ 委任状（第4号様式）</li> </ul>	建物の現所有者と申請者との関係がわかるもの 申請者以外の者からの申請者に対する委任
<b>2.建物の現所有者が入院中等の理由により手続ができない場合</b>		
	委任状（第4号様式）	建物の現所有者からの申請者に対する委任
④	委任状（第4号様式）	建物が共有名義となっているなど建物の現所有者が複数存在する場合 建物の現所有者のうち1人を申請者とし、申請者以外の者からの委任（所有者の人数分）

い  
ず  
れ  
か

### (2) 補助事業(変更)計画書（第2号様式）

＜必要な添付書類＞

①	位置図	補助事業対象建物の周辺を含む
②	現況外観写真（2面以上）	
③	納税証明書	申請者名義のもの。対象は当市に納入すべき以下の税金（直近の2か年分）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税（解体物件以外の物件を含む）</li> <li>・市県民税</li> <li>・国民健康保険税</li> <li>・軽自動車税</li> </ul> 非課税の場合は市県民税の非課税証明書を添付 申請者と所有者が異なる場合は、両名分を添付
--	--

### (3) 補助事業(変更)収支予算書 (第3号様式)

<必要な添付書類>

解体・撤去工事の「見積書」の写し。

## 2 補助金交付決定後（解体工事着手前）

### (1) 請書 (第6号様式)

## 3 解体工事完了後

### (1) 補助事業等完了報告書 (第8号様式)

<必要な添付書類>

①	跡地の写真	補助事業実施後の周辺を含めたもの（2方向以上）
②	産業廃棄物管理票の写し (建設関連廃棄物マニフェスト)	A票及びE票
交付申請対象建物の延床面積が80㎡以上の場合		
③	建設リサイクル法に基づく 届出書鑑の写し	市役所建築住宅課の收受印が押印されたもの
④	その他、官公庁に対する届け出があった場合 該当書類の写し	

### (2) 補助事業完了収支決算書 (第9号様式)

<必要な添付書類>

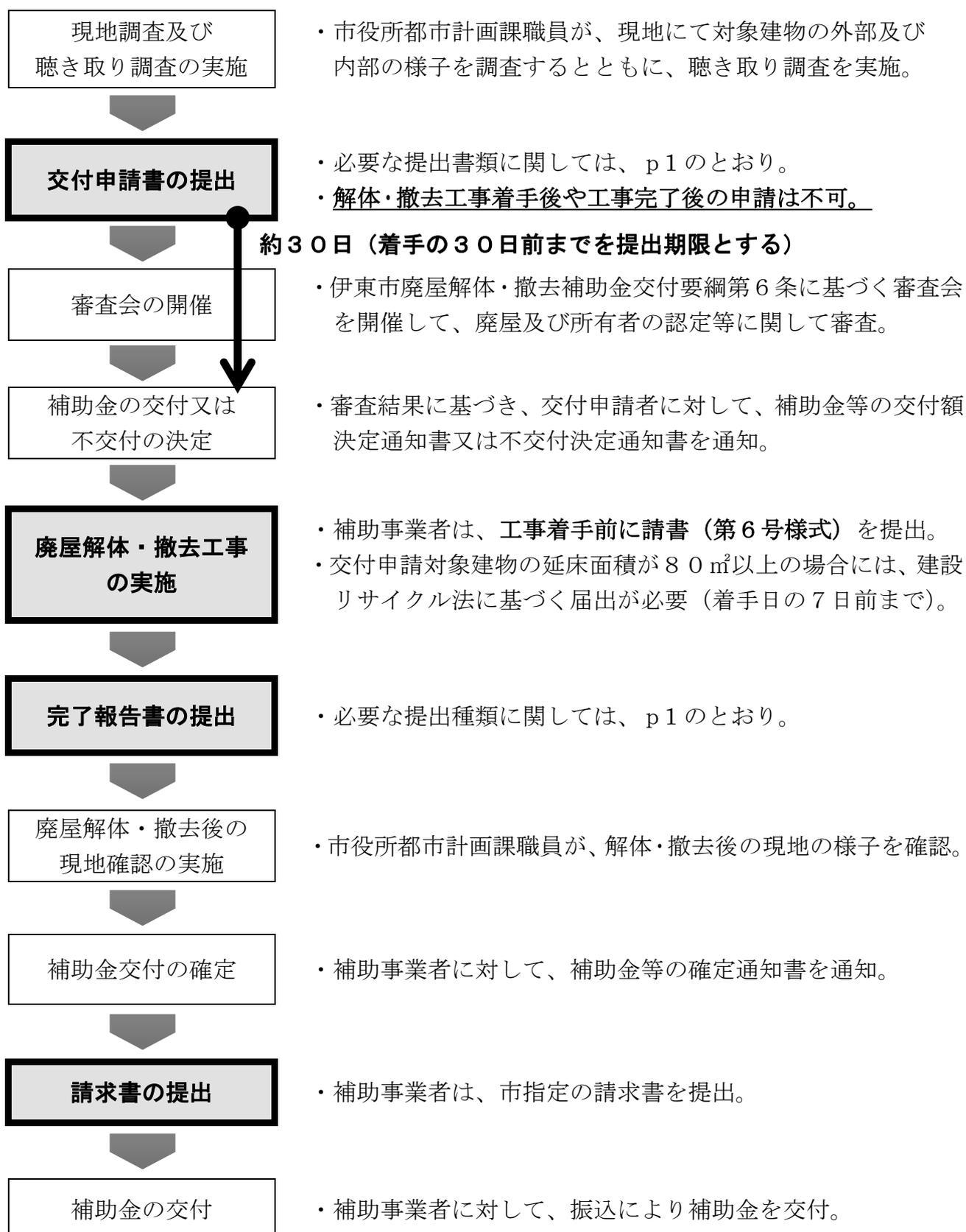
①	工事費用の契約額が確認できる書類	請求書の写し または 契約書の写し など
②	工事費用の支払額が確認できる書類※	領収書の写し など

※申請者から解体・撤去工事実施業者への支払いに関するものです。下記「請求兼領収書」とは異なります。

## 4 補助金の請求

### (1) 請求兼領収書 (第18号様式)

## 伊東市廃屋解体・撤去補助金交付事業の流れ



※提出書類の押印は、全て同じ印鑑を使ってください。

【凡 例】  : 交付申請者（補助事業者）が行う項目  
 : 市が行う項目